２－７　青少年を有害情報から守るための取組の推進

・　機能限定が可能な携帯電話やフィルタリングの年齢段階に応じた活用，必要がない場合には携帯電話等を所持しないことも含めたインターネットの利用に関する親子間のルール作り等について，スマートフォンをはじめとする新たな機器にも配意した普及啓発活動を，地域，民間団体，関係府省等との連携により実施する。また，情報化の進展に伴う様々な課題に対応した指導資料を作成するとともに，新学習指導要領に基づき情報モラルを身に付けるための学習活動を推進する。

２－８　新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（基本施策１－１の再掲）

２－９　復興に向けた教育の推進（基本施策１－４の再掲）

基本施策３　健やかな体の育成

【基本的考え方】

○　学校保健，学校給食，食育の充実により，現代的な健康課題等に対応し，子どもの心身の健康の保持増進を図る。さらに，子どもの安全・安心を確保するため，防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進する。

○　子どもの体力の向上傾向が維持され，確実なものとなるよう，学校や地域における子どものスポーツ機会の充実を図る。

【主な取組】

３－１　学校保健，学校給食，食育の充実

・　学校保健に係る教職員の資質・能力の向上及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに，体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また，学校保健委員会の設置率の向上を目指し，学校，家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進する。

・　栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて食に関する指導を充実させるため，学校給食において地場産物を活用する取組を促すとともに，米飯給食の一層の普及・定着を図る。

３－２　学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

・　スポーツ基本計画に基づき，体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて，子どもが十分に体を動かして，スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。

３－３　新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（基本施策１－１の再掲）

３－４　復興に向けた教育の推進（基本施策１－４の再掲）

３－５　学校における体験活動の充実（基本施策２－５の一部再掲）

３－６　主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実（基本施策１９－２に後掲）

基本施策４　教員の資質能力の総合的な向上

【基本的考え方】

○　基本施策１，２，３に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。

○　すなわち，課題探究型の学習，協働的な学びなど，新たな学びを展開するための教員の実践的指導力，高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため，教育委員会と大学との連携・協働により，修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い，教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する。

【主な取組】

４－１　学び続ける教員を支援する仕組みの構築　－養成・採用・研修の一体的な改革－

・　教員として適性のある優れた人材を確保するとともに，教員が高度な専門的知識と実践的指導力を身に付けることができるよう，修士レベル化を想定しつつ，教職生活の全体を通じて教員が学び続ける基盤の整備を図るなど，養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。

４－２　大学・大学院における教員養成の改善

・　学部レベルにおいては，学校現場での体験機会の充実などを通じて，いじめをはじめとする生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上などを推進する。

・　教職大学院の発展等により，修士レベルの課程の質と量の充実を図る。あわせて，一般の研究科における教員養成機能の強化を図る観点から，専修免許状の取得において実践的科目を必修化する等の取組を進める。

・　あわせて，社会人等が大学院で学びやすい環境を整備するため，夜間開講や通信制などの課程を充実させる。

４－３　教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用

・　適性のある優れた人材を確保するため，選考方法等の改善を進めるとともに，社会人や大学院修了者等の幅広い登用を進めるため特別免許状や特別非常勤講師制度の活用を促す。

４－４　教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化

・　優れた教員については，教職大学院への研修派遣を通じてマネジメント等について修得させ，管理職や指導主事に登用するなど，各学校や地域の中核となるべき人材の育成システムの構築を図る。

・　初任者研修をはじめとする現職研修のより一層の充実・高度化を推進するとともに，研修等定数の効果的な活用を進める。

・　都道府県教育委員会において大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化の仕組みが構築されるよう先導的な取組に対する支援を行うとともに，退職教員を活用した研修の推進等の支援を行う。これらの取組を通じて，専修免許状の取得の促進を図る。また，教員免許更新制については，受講者のニーズに応じた講習の質の向上など，制度の運用面での課題や，その在り方について検討を進める。